

平成 18 年 7 月 7 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

自己株式処分における処分株式数の確定について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くろやなぎ のぶお} 畔柳 信雄）は、本年 5 月 22 日および 6 月 5 日開催の取締役会において決議した当社普通株式の自己株式の処分に関し、割当先である野村證券株式会社より、下記のとおり、処分予定普通株式数の全部につき申込を行う旨通知がありましたので、お知らせします。

記

1. 処 分 株 式 数	普通株式 41,000 株 (処分予定普通株式数 41,000 株)
2. 払 込 金 額 の 総 額	61,320,297,000 円 (1 株につき 1,495,617 円)

以 上

(ご参考)

- 上記自己株式処分の内容等につきましては、本年 5 月 22 日にお知らせした「公的資金優先株式の返済について」および 6 月 5 日にお知らせした「公的資金優先株式返済に係る売出しの売出価格等および自己株式処分の払込金額等について」をご参照下さい。
- 上記の自己株式の処分による当社普通株式の自己株式数の推移
本年 6 月 30 日現在の自己株式数 691,454.91 株
今 回 の 処 分 株 式 数 41,000.00 株
処 分 後 の 自 己 株 式 数 650,454.91 株
※ 受渡期日後の実際の当社普通株式の自己株式数は、端株の買取請求に伴う取得および買増請求に対応するための売渡し等により、上記処分後の自己株式数とは異なることがあります。
- 上記自己株式処分に係る手取金概算額 61,319,597,000 円については、運転資金に充当する予定です。

ご注意：この文書は、当社普通株式の自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当該普通株式は米国 1933 年証券法に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。同法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における当該普通株式の募集又は販売を行うことはできません。